

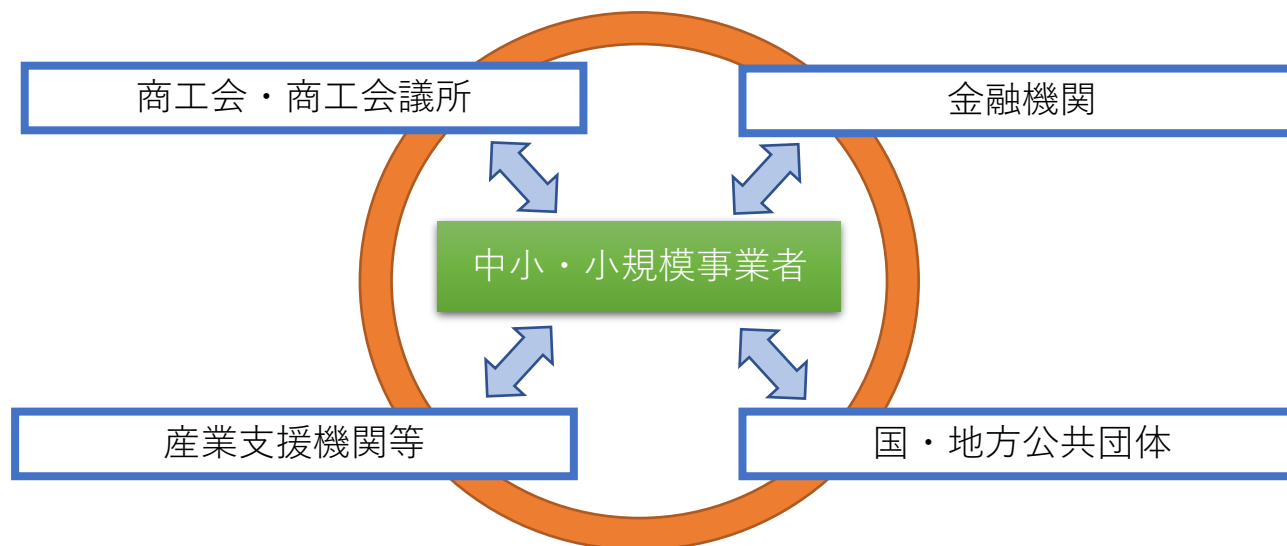
商工会・商工会議所による 中小・小規模事業者支援について

令和8年（2026年）2月9日
北海道経済部地域経済局中小企業課

1 道の中小・小規模事業者支援

- 道内企業の99.8%を中小企業が占め、このうち84.6%を占める小規模事業者は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要不可欠な存在である。
- 道では、北海道小規模企業振興条例（H28.4）を制定するとともに、北海道小規模企業振興方策（R4.4）に基づき、「経営体質の強化」、「事業の承継の円滑化」、「創業等の促進」などの基本的な施策を展開している。
- 「原材料・エネルギーコスト等の上昇」、「人手不足」、「賃上げ」など経営環境が変化する中、小規模事業者が、こうした事業環境の変化に対応しながら販路開拓やマーケティング、人手不足、資金繰りといった経営課題に単独で対応していくことは困難であることから、支援機関による伴走支援は重要性を増しており、各機関が相互に連携しながら中小・小規模事業者を支援している。

支援機関等が連携した中小・小規模事業者支援



2 商工会・商工会議所による小規模事業者支援

- ・商工会・商工会議所は、公的支援機関として、小規模事業者支援法に基づき、経営改善普及事業を実施。
- ・道では、小規模事業者の経営基盤の充実を図るため、小規模事業者支援法に基づき、商工会・商工会議所が行う経営改善普及事業に要する経費に対して補助。

【根拠法】

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (小規模事業者支援法)

→経営改善普及事業に要する経費の補助

【経営改善普及事業】

- ・金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、創業、経営の発達、経営革新、事業承継など経営に関する指導、あっせん等
- ・小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導
- ・経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供

区分	団体数	根拠法	
商工会	152	商工会法	主として町村の区域
商工会議所	42	商工会議所法	主として市の区域

小規模事業指導推進費補助金

- ・商工会・商工会議所が行う経営改善普及事業に要する経費（経営指導員等の人件費及び事業費）について補助

人件費	事業費
経営指導員 補助員 記帳専任職員 事務局長	指導事業費（旅費・事務費等） 資質向上対策費（研修参加費等） 経営指導推進費（専門家派遣等） むらおこし事業等地域活性化事業費 等

経営指導員の定数（地区内の小規模事業者数に応じた設置基準）

定数	商工会	商工会議所
6名以上		札幌、旭川、帯広、函館、釧路、苫小牧、小樽（7）
4～5名	あさひかわ（1）	江別、岩見沢、北見、室蘭（4）
3名	北広島、函館市亀田、北斗市（3）	千歳、恵庭、石狩、滝川、稚内、網走、登別、根室（8）
2名	函館東、七飯町、八雲、江差、せたな、長沼町、美瑛町、上富良野町、羽幌町、枝幸町、きたみ市、斜里町、湧別町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新ひだか町、音更町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、本別町、足寄町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、別海町、中標津町、羅臼町（35）	森、倶知安、岩内、余市、美唄、砂川、深川、栗山、夕張、赤平、芦別、富良野、士別、名寄、留萌、美幌、遠軽、紋別、伊達、浦河（20）
1名	石狩北、新篠津村、松前ほか110商工会（113）	上砂川、歌志内、留辺蘂（3）

※各欄の（ ）は団体数

3 商工会・商工会議所の持続可能な支援機能や適切な人員体制の検討

(1) 商工会・商工会議所を取り巻く環境の変化

- 小規模事業者支援法改正（H26・R1）
 - ・事業者の経営戦略に踏み込んだ伴走型支援
 - ・経営発達支援計画や事業継続力強化支援計画の策定・実施
- 小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）策定（R7.3）
 - ・事業者の経営課題の複雑化・高度化
 - ・経営指導員の業務が質・量ともに急増
 - ・人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化
 - ・支援の質の向上、業務効率化、広域的な支援体制の構築等により小規模事業者の支援体制を充実
- 小規模事業者数の減少に伴う補助対象職員の減少
 - ・経営指導員等の設置基準が小規模事業者数のみに準拠しているため、補助対象職員数の減少が続いている。

業務が
質・量
ともに
急増

事業者の経営課題の複雑化・高度化
(物価高騰、賃上げ、人手不足、DX・GX等)

経営発達支援
(創業支援、販路開拓支援、BCP策定支援等)

経営改善支援
(金融、税務、労務に関する相談・指導等)

(2) 持続可能な支援機能や適切な人員体制の検討

- 国が昭和30年代に設定したルールを継承して、道が運用している現行の設置基準では、小規模事業者の支援体制の維持は困難であり、小規模事業者「数」に加え、支援の「質」に着目した新たな設置基準等を検討。
- 商工会・商工会議所が小規模事業者支援を持続的に行うことができるよう、業務効率化や広域連携、関係機関との連携など、中長期的な視点での進むべき方向性の検討が必要。
- 検討にあたって、ヒアリング等による丁寧な実態把握を実施。

支援機能のあり方

- 支援機能維持に資する道内外の取組事例の把握
- 事例から手法・体制等の可視化・類型化
- これらの取組の試行実施や普及拡大の可能性

適切な人員体制

- 支援業務や地域貢献の現状を精査するために必要なデータ・情報の収集と分析
- 新たな経営指導員等の設置基準の立案

(3) 令和7年度実施ヒアリング・アンケート調査結果による現状・課題・対応

- 伴走型支援により、事業者との面談（窓口相談・巡回指導）の時間・回数が増加するなど、経営指導員等の業務量が増加した。
- 会員数は減少傾向だが、コロナ禍の支援により商工会・商工会議所の認知度が向上して相談が増加した。
- 国補助金の電子申請やe-TAXなど、デジタル化に対応できない事業者へのサポートが増加した。
- 地域振興業務に関して、担い手となる企業や団体数の減少等により、祭・イベントの運営・協力での職員の負担が増加した。
- 経営指導員等の人材確保が困難になりつつある。また、人材育成を行うゆとりがない。
- 広域連携は、セミナー開催やノウハウ共有などの取組が行われる一方、距離的制約や単会間の調整の労力等が課題となっている。
- デジタルツール（生成AI、業務支援システム等）による業務効率化や事業の休廃止など業務の見直しの取組も見られる。

3 商工会・商工会議所の持続可能な支援機能や適切な人員体制の検討

(4) 今後の検討の方向性

- 商工会・商工会議所が持続して小規模事業者への支援を継続するため、「機能」（身近な支援機関、地域を支える機関として担う業務）、「体制」（機能を発揮するための組織・人員、取組）及びそれらを支える「協働」の3つの視点から検討を実施。

方向性

機能

- ・ 身近な支援機関、地域を支える機関として地域ニーズに基づく役割の重点化
- ・ 限られた人員の中で必要な機能を安定的に果たしていくための業務効率化及び選択と集中
- ・ 業務量や事業成果の可視化による地域の事業者や自治体を含めた関係者との共通理解の形成、客観的根拠に基づく対外的な説明や業務・人員体制の検証

体制

- ・ 単会・連合会の役割分担と他の産業支援機関も含めた広域連携体制の構築
- ・ 人材確保・育成・定着を通じた支援の質の確保
- ・ 体制維持が困難となりつつある単会への対応

協働

- ・ 商工会・商工会議所の支援機能維持に向けた国・道・市町村・関係機関との連携や支援
 - 【道】 経営改善普及事業に要する経費に対する補助（人件費・事業費）
 - 【国・道】 伴走型支援等の事業実施や業務効率化等に対する支援、経営発達支援計画や事業継続力強化支援計画の認定等
 - 【市町村】 商工会・商工会議所の運営体制の維持に向けた支援（ヒト・モノ・カネ等）
 - 【関係機関】 商工会・商工会議所の支援機能の専門的見地による補完や連携

具体的な取組

- 業務の選択と集中、アウトソーシング
- デジタルツール（業務支援システム、生成AI等）導入など業務効率化
- 小規模事業者の経営の自走化の促進

好事例の可視化・横展開

- チームによる支援体制、業務のマニュアル化・標準化など支援の質の向上に向けた取組
- 職員の処遇改善、働き方改革、資格取得支援など
- 広域連携による事業の共同実施（セミナー開催等）や知見・ノウハウの共有
- 専門家派遣の活用

- 経営指導員等の設置基準の見直し
- 国の支援制度（伴走型小規模事業者支援推進事業、事業環境変化対応型支援事業等）の活用
- 市町村の財政支出、人的支援（職員派遣、地域おこし協力隊等）・物的支援（公共施設への事務所移転等）
- 産業支援機関との連携

中小・小規模事業者を支援する商工会・商工会議所の業務量の増加や人材確保難といった環境変化の中、

- ・商工会・商工会議所の支援機能を維持するために、各商工会・商工会議所のほか、道や市町村、関係機関にどのような役割・取組を期待するか

ご意見を伺いたい。